

新潟市人権教育・啓発計画(改訂案)に対する市民意見と市の考え方・反映状況
(パブリックコメント対応)

*反映状況	掲載済	: 意見の趣旨が既に改訂案に(一部)掲載されているもの
	反映	: 改訂案に(一部)反映したもの
	事業推進	: 事業の実施等において推進するもの
	参考	: ご意見として参考とするもの

※ 「反映」する場合は、「計画(改訂案)」の該当箇所に朱書き記載してください。

No.	ページ	意見等	市の考え方	反映状況	担当所属
第5章 分野別人権施策の推進					
3 子ども					
1	P24 ↳ P25	プランの策定や推進月間を設けることも大切だが、特に幼児などの極めて弱い立場の者を守るためには、市、児童相談所、警察など関係機関による対応の厳格なルール作りが必要ではないか。	本計画記載のとおり、子どもの安全確保のため、様々な関係機関が連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めています。ご意見にありました児童相談所と警察の間では、より一層の連携強化を図るため、相互に情報提供し、共有する取り決めを平成31年2月に結んで対応しています。	掲載済	こども政策課 学校支援課
5 同和問題					
2	P30 ↳ P33	同和問題は一般市民にはどんな事か分かりません。具体的な内容(事例)を入れて説明してください。こんな差別が有る事が信じられません。研修が市職員や教職員だけで良いのでしょうか。どこが同和地区なのか等具体的内容を多くの市民は知りません。同和問題を記述する必要があるのか疑問を持っています。	同和問題については、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」に示されているほか、2016(平成28)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が示され、地方公共団体の責務として、「地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」と定められていることから、記載が必要と考えています。 研修につきましては、本計画第4章の1の「さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等」に記載のとおり、市職員だけでなく、地域社会や学校などさまざまな場・機会において推進します。 なお、具体的事例については、本計画の他の分野の人権施策でも記載していないほか、記載することにより差別の助長につながるおそれがありますので、記載はしていません。	参考	広聴相談課
11 さまざまな人権問題 (犯罪被害者など)					
3	P43	「全国に認知されつつある大人のいじめや嫌がらせ犯罪(集団ストーカー)等についても、情報を理解し、公的機関、民間企業、住民が正しい認識のもとで被害者に寄り添い、踏みにじられた人権の回復や生活の安全を確保していく事が新潟市でも求められています。」 以上の追加表記を求めます。	本項目は、殺人、傷害、交通事故など、さまざまな犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った方やそのご家族に対する人権問題や、被害の回復及び軽減に関して包括的に記載したものです。 犯罪につながるようないじめや嫌がらせに対する社会的関心は以前より高まっていますが、特定分野を取り上げる記載となるため、本項目への追加記載はなじまないと考えます。	参考	市民生活課

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて					
3 計画の評価					
4	P45	計画の評価は各部署で自己評価し、新潟市のホームページに掲載するとありますが、情報公開方法を考える必要があると思います。市報等でも結果を報告するとか。	本計画では、各部署の自己評価に加え、外部委員で構成する「新潟市人権教育・啓発推進委員会」でも検証することとしています。情報公開方法ですが、「市報で」とのご提案もいただきましたが、評価文書のデータ量が多いため、困難と考えられます。しかし、多くの市民からご覧いただけるよう情報公開方法を工夫したいと思います。	事業推進	広聴相談課
巻末資料					
5		次の資料を巻末に添付してください。 1. 新潟市自治基本条例 2. 国際人権規約 3. 人権擁護施策推進法 4. 人権教育・啓発推進法 5. 部落差別解消推進法	本計画に関連する条約、法令、条例等は多岐にわたりますので、人権を考えるうえで、特に基本事項となるとされる次の資料を巻末に添付します。 1. 世界人権宣言 2. 日本国憲法(抜粋) 3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	反映	広聴相談課